

ごみステーションのあり方について

答 申

(案)

平成27年3月19日

北九州市環境審議会

目 次

1	はじめに	P 1
2	北九州市のごみ収集		
	(1) 収集の歴史	P 1
	(2) ステーションの現状	P 2
3	これまでの取り組みの評価		
	(1) ステーション方式	P 2
	(2) 市の取り組み	P 2
	(3) 地域の取り組み	P 3
	(4) 北九州市が誇れるもの	P 3
4	今後のあり方	P 3
5	今後の市の対策		
	(1) ステーションの配置	P 4
	(2) 地域への支援	P 4
	(3) 指導及びPR	P 5
	(4) 事業系ごみ対策	P 6
	(5) その他	P 6
6	まとめ	P 7
	<参考資料>	P 8

1 はじめに

北九州市のごみ収集は昭和46年から「ポリ袋ステーション方式」を採用し、約40年間が経過している。

この間、核家族化や一人暮らし世帯の増加といったライフスタイルの変化、地域の連帯感の希薄化といった社会状況の変化、分別収集の推進によるごみ種の多様化などにより、ステーションを取り巻く状況が変化してきた。

さらに近年では、一部のステーションにおいてカラス等によるごみの散乱やごみ出しルール、マナーを守らない心ない市民や事業所のごみ出しが、地域や市民の悩みとなっている。

このような状況を受けて北九州市議会環境建設委員会は、所管事務調査項目として「家庭ごみ等の集積ルールのあり方について」を取り上げ、調査、研究、議論を行った。

そこで市としても、社会状況の変化などに的確に対応しつつ、地域の問題解決を図るため、ステーションのあり方について検討を開始した。

当審議会は、今後のごみステーションのあり方についての市長の諮問（平成26年8月4日付、北九環循業第200号）を受けて、これまで約40年間の取り組みを改めて確認、検証、評価し、今後の市のごみ収集のあり方について、現地視察を含め時間をかけて検討したので、検討の結果を以下のとおり報告する。

2 北九州市のごみ収集

(1) 収集の歴史

北九州市のごみ収集は、昭和46年に「ポリ袋ステーション方式」による収集を開始し、この40年間、ごみ収集業務の基本としてきた。

この間、市はごみの資源化・減量化を進めるため、家庭ごみについては平成10年7月に「有料指定袋制度」を導入し、平成18年7月には指定袋の料金改定やプラスチック製容器包装の分別収集などを実施してきた。

事業系ごみ対策として、平成16年10月に事業系ごみの市による収集を原則廃止するなど、排出者の処理責任を明確にするとともに新たな資源化・減量化を推進してきた。

また、少子高齢化の進展に伴う市民要望を受け、市民のごみ出しの利便性の向上を図るため、平成15年4月から塵芥車では入れない道路狭あい地域での軽ダンプ車を活用した収集を、平成26年7月からはステーションへのごみ出しが困難な高齢者等を対象に玄関先でごみ収集を行う「ふれあい収集」を開始した。

このように、北九州市のごみ収集方式は、ステーション方式を基本として、時代の要請に柔軟に対応して今日に至っている。

一方、収集従事者は作業の効率化を図りつつも、現場の状況に応じて黙々と収集作業に従事し、仕組みの維持に努めてきた。

(2) ステーションの現状

現在、市内には約3万3千か所のステーションが設置されている。

ステーションは、家庭ごみだけを出す「家庭ごみ専用ステーション」、資源化物（かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装）のみを出す「資源化物専用ステーション」、家庭ごみと資源化物の両方が出せる「併用ステーション」に分けられる。

市民のごみ出しは、1週間のうち家庭ごみが2日、かん・びん、ペットボトルとプラスチック製容器包装がそれぞれ1日と定められており、1週のうち4日のごみ出し日である。

市は、平成25年度にごみの散乱状況や散乱防止対策等の実態を把握するため、すべてのステーションの実態調査を行った。

その結果、ごみの散乱が確認されたステーションは810か所（全体の約2%）であった。

散乱の主な原因として考えられることは、

- ① ワンルームマンションなどの単身者等が収集日や持ち出し時間を守らない
- ② 防鳥ネットのサイズが小さい、あるいはごみ袋をしっかりと覆っていない
- ③ 防鳥ネットなどの対策を講じていない
- ④ 本来、市の収集に出すことができない事業系ごみが排出されている

の4点であった。

3 これまでの取り組みの評価

(1) ステーション方式

ステーション方式は、ごみを収集する市にとっては、作業の効率化や収集コストの抑制という効果をもたらしてきた。

他方、ごみを出す市民にとっては、ステーション方式が導入されたことにより、戸別収集の時期に悩まされていたハエや蚊などの害虫被害が改善されるなど、生活環境が向上した。

地域においては、ステーションの場所決めや清掃当番を地域の話し合いによって決めるなど、それぞれの地域の実情に応じたルールが次第に整えられ、大部分の地域で慣習的なルールがそれぞれに定着してきた。

その結果、「自分たちの決めたステーションは、自分たちの手で守る」という意識が醸成され、地域によるステーション管理は地域コミュニティの活性化にも寄与してきた。

(2) 市の取り組み

市はこれまで社会状況の変化や市民要望を踏まえ、新たな分別収集や前述の「ふれあい収集」の実施など、さまざまな施策を展開してきた。

また、平成25年度に行ったステーション実態調査を踏まえ、地域とともに対策を講じるために、ステーション指導担当と事業系ごみ対策担当を新設するなどの行政組織の強化を図り、ごみが散乱するステーション1か所1か所について、それぞれの散乱の原因に応じた改善策を実施してきている。

(3) 地域の取り組み

ステーションは、北九州市衛生総連合会を中心に、それぞれの地域がいろいろな場での話し合いにより場所を決め、これを管理してきた。

その結果、それぞれの地域の実情に応じて独自のごみ出しルールづくりやさまざまな創意工夫が誕生し発展してきた。

また、市のごみ収集制度の変更の際には、地域住民が市とともにステーションでの早朝指導を行うなど、制度の早期定着に大きく貢献してきた。

こうした地域の自主的な活動は「地域の環境力」そのものであり、ごみの散乱が見られるステーションが全体の約2%にとどまっていることは、その大きな成果というべきである。

このように、北九州市のごみ収集制度は、地域の協力のもと支えられ、発展してきたとすることができ、これまでの地域の努力は大きく評価されるものというべきである。

(4) 北九州市が誇れるもの

北九州市のごみ収集は、常に市民や地域の協力のもとで維持され進展してきた。

長年にわたり積み重ねられてきたごみ収集についての地域の意識や活動は、北九州市が国内外に誇れる「地域の環境力」の大きな要素であり、こうした力強い市民の参加は「OECDグリーンシティ・プログラム北九州レポート」でも高く評価されている。

4 今後のあり方

ステーション方式の開始から現在に至るまでの約40年間の市と地域の取り組みや成果、当審議会の調査や議論などを踏まえれば、現行の方式は今後も継続されるべきものと言える。

ただし、今後は社会状況の変化や地域の実情に応じ、ステーションの利便性や美観などについてさらに工夫する必要がある。

また、ステーションの維持・管理にあたっては、今後もこれまで以上に市と地域が「車の両輪」となってこれを行っていくことが不可欠である。

その際、市が策定する全市統一的なルールは最低限のものとし、地域がそれぞれの状況に応じてこれまでに築きあげてきた地域ルールを尊重することが肝要である。

5 今後の市の対策

今後、ステーションの利便性や美観等をさらに工夫するために必要な対策について、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」という4つの視点にまとめ、それぞれ基本的な方針と、それを具体化するための方策を次のとおり提言する。

(1) ステーションの配置

① 基本的な方針

市民が生活を営む場所は住宅地だけではなく、学生街、商店街などさまざまであり、そこに暮らす市民の生活様式やごみ出しの状況も異なる。市は、地域の状況に応じ、適切にステーションを配置することが重要である。

そこで、ステーションの配置についての基本的な方針は、『**地域の要望等に沿った柔軟なステーションの配置**』とするべきである。

② 具体的な方策

地域の実情に応じたステーションのあり方や管理方法を考え、柔軟に対応する必要がある。

ステーションの位置や場所については、ごみ出しの利便性や安全性に配慮するとともに、収集の効率を踏まえるべきである。

特に、ごみ出しルールやマナーの徹底を図るためには、地域の目が届く場所を選定することも大切な視点である。

ステーションの利便性の向上を図るため、少子高齢化の進展といった社会状況や坂道などの地形を踏まえたステーションの配置を検討すべきである。

その他、ごみの散乱防止には、ボックス状の集積容器や檻状の集積場所は有効であるが、設置場所の確保や設置後の管理に課題がある。

一方で、地域がこうしたステーションを設置しやすくなるよう、市の未利用地などの活用について関係部署との連携を進めるべきである。

(2) 地域への支援

① 基本的な方針

地域は、それぞれの実情に応じた独自のルールや創意工夫を凝らし、長年にわたりステーションを守ってきた。

そこで、地域への支援の基本的な方針は、『**地域の独自のルールを支えるためのきめ細かな支援の強化**』とするべきである。

② 具体的な方策

例えば、地域の負担を軽減するため、1回限りとなっている防鳥ネットの無償配布制度や3年ごとの申請となっている集積容器の助成制度について、その要件

を緩和することが必要である。

地域が行っているステーション管理の創意工夫を広く紹介し、「自分たちが決めたステーションは、自分たちの手で守る」という意識の高揚を図るとともに、地域の活動を市全体に拡大していくことも重要である。

市全体のごみ出しルールについては、地域の活動を一層拡大していくためにも、地域ルールを踏まえたものである必要がある。地域ルールの周知徹底が必要な地域に対しては、そのための支援を強化すべきである。

(3) 指導及びPR

① 基本的な方針

ごみ出しルールやマナー違反者への注意や声かけがトラブルに発展するケースや、地域外からごみが持ち込まれるケースなど、地域だけで解決することが難しいものがある。

市のPRは地域を通じたものが多く、転入者や単身者まで十分に届かないというケースもある。

そこで、指導及びPRについての基本的な方針は、『指導など地域で解決が難しい課題への対応強化』とするべきである。

② 具体的な方策

ア 指導について

現在、ごみ出しルール違反者等への指導は市が行っているが、市民間のトラブルを避けるためにも、この点を市民の間に十分に浸透させる必要がある。

ごみ出しルール違反には、繰り返し行われる悪質なものや、勘違いといったもの、また、違反する者も学生などの単身者や外国人、事業者などさまざまである。

このため、違反者に対する指導は、違反に至った背景や違反者の属性に応じ、的確に行うことが必要である。

特に悪質な廃棄物処理法違反に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、厳格に対応すべきである。

イ PRについて

市民の生活においては、ごみを出す行為は欠かせないものである。

そのため、市はごみ出しルールやマナーについて、すべての市民等にあらゆる機会を通して広報・啓発し、深い理解の涵養に努めるべきである。

特に転入者や単身者など、地域とつながりが薄い人への意識付けには、工夫が必要である。

地域ごとに決められたステーションへのごみ出しは、廃棄物処理法第6条の2第4項にもとづく一般廃棄物処理実施計画に従う法的義務であること

を周知すべきである。

一方、ごみの散乱はまちの美観を損ねるだけでなく、においや衛生上の問題の観点からも大きな問題である。

収集作業員が散乱したごみを片付ける手間や時間がかかり、これが収集コストの増加につながっているということを、市民に啓発することも必要である。

ごみ出しルールやマナーの市民啓発に併せ、「発生抑制(リデュース)」、「再使用(リユース)」という、いわゆる2Rの啓発も強化すべきである。

各家庭で生ごみをしっかりと水切りすることで、ごみの減量ができるとともに、ステーションの汚水の流出も防止でき、ステーションの衛生面や美観の向上にもつながることを周知させるべきである。

(4) 事業系ごみ対策

① 基本的な方針

事業系ごみは事業者が自らの責任で処理する、いわゆる「排出者の処理責任」が廃棄物処理法に明確に規定されている。

しかし、一部の事業所が事業系ごみをステーションに出し、これが散乱原因の一つとなっている状況にある。

市の処理施設に持ち込まれるごみのうち、事業系ごみは約4割を占めており、事業系ごみの資源化・減量化の推進が課題となっている。

そこで、事業系ごみ対策についての基本的な方針は、『**事業系ごみの適正処理などの再度の徹底と指導の強化**』とするべきである。

② 具体的な方策

事業系ごみのさらなる資源化・減量化を推進するため、まずはあらゆる業種に対し、資源化・減量化意識の啓発を進めるべきである。

その際、ごみの資源化・減量化がコストの抑制につながるというコスト意識の啓発も必要である。

ルール違反事業者への指導を徹底するとともに、悪質な廃棄物処理法違反には、法に基づく罰則の適用を視野に入れ、厳格に対応すべきである。

(5) その他

市民が利用するごみ袋は、素材や形状、色など多種多様なものがある。

集積容器についても、固定式のもの、移動式のもの、折りたたみ式のものなどさまざまなタイプがある。

市はステーションの利便性や美観の工夫を進めていくうえで、破れにくいごみ袋や使いやすい容器等の調査、研究も継続的に行っていくべきである。

6 まとめ

北九州市においては、これまで約40年にわたり、ステーションの管理は地域によって支えられてきた。この方式はこれまでどおり維持、発展させることが望ましい。

その一方で、地域の中でステーション管理の当番を厳格に義務付けたり、あるいは管理ルールを厳格に徹底するとこれを負担に感じる市民もいる。

ルールの最小化が地域を有効に機能させるという現実を尊重すべきである。

近年、市も地域と一緒に考えて、取り組むための体制などを強化している。

市と地域が信頼関係のもとに車の両輪となってこそ、環境未来都市にふさわしいステーションとなる。

そのためには、地域とコミュニケーションを深め、地域の要望に沿って柔軟に対応していくことが肝要である。

また、少子高齢化の進展など社会状況の変化に応じ、的確に対応することも必要である。

当審議会は、今後とも地域の実情に応じた取り組みを尊重しつつ、市が地域としっかりと連携した取り組みを継続していくことを強く求めるものである。

<参考資料>

1 審議経過

○第37回環境審議会（平成26年8月4日）

（審議内容）

- ・北九州市のごみ収集の変遷
- ・家庭ごみと資源化物の排出方法の現状
- ・ごみステーション実態調査
- ・調査結果を踏まえての対策

○第38回環境審議会（平成26年10月22日）

（審議内容）

- ・ステーションの配置
- ・ごみ出しに関する啓発、指導
- ・地域コミュニティのかかわり方
- ・行政における対策のあり方

○ステーション視察（平成26年11月28日）

- ・住宅街（小倉南区葉山町）
- ・学生など単身者が多く居住する地域（小倉南区北方）
- ・道路狭あい地域（小倉南区北方）

○第39回環境審議会（平成27年2月12日）

（審議内容）

- ・これまでの意見等について
- ・第38回環境審議会およびステーション視察（意見等のまとめ）
- ・これまでの審議のとりまとめ（案）

○第40回環境審議会（平成27年3月19日）

（審議内容）

- ・答申（案）について

2 第11期北九州市環境審議会委員名簿

環境審議会委員

(50音順、敬称略)

氏名	団体名・役職
赤木 純子	(公財)地球環境戦略研究機関 北九州アーバンセンター タスクマネージャー
◎ 浅野 直人	福岡大学法科大学院 教授
巖佐 庸	九州大学大学院理学研究院 生物科学部門 教授
大久保 無我	【前会長代理】北九州市議会議員 前環境建設委員会 委員長 ※平成27年2月まで
岡 俊江	九州女子大学 名誉教授
岡本 義之	北九州市議会議員 前環境建設委員会 副委員長 ※平成27年2月まで
北野 久美	北九州市保育士会 会長、北九州市保育所連盟 副会長
小林 直子	NPO法人里山を考える会
自見 榮祐	(一社)北九州中小企業団体連合会 会長
土井 智子	北九州市女性団体連絡会議 理事
中西 秀子	TOTO UNION 副書記長
中村 凷	北九州市衛生総連合会 会長
波田 千賀子	北九州市議会議員 環境建設委員会 委員
服部 祐充子	地球交遊クラブ 代表
樋口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科 教授
細川 文枝	北九州商工会議所女性会 理事
松井 克演	北九州市議会議員 環境建設委員会 委員
松岡 裕一郎	北九州市議会議員 環境建設委員会 副委員長
松下 葵	市民公募委員
村上 直樹	北九州市議会議員 前環境建設委員会 委員 ※平成27年2月まで
八記 博春	北九州市議会議員 環境建設委員会 委員長 ※平成27年2月までオブザーバー
山根 小雪	日経BP社日経ビジネス編集 記者、日経エネルギーNext 編集長
吉塚 和治	北九州市立大学国際環境工学部 教授

◎は会長

オブザーバー

(50音順、敬称略)

氏名	団体名・役職
佐藤 茂	北九州市議会議員 前環境建設委員会 委員
濱小路 兼生	若松区衛生協会連合会 会長
福丸 清生	小倉北区衛生協会連合会 会長